

静岡県個人情報保護条例及び静岡県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第13号

静岡県個人情報保護条例及び静岡県情報公開条例の一部を改正する条例

(静岡県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 静岡県個人情報保護条例(平成14年静岡県条例第58号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、<u>次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>(1) <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)</u>により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>(2) <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>3 <u>この条例において「個人識別符号」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>4 <u>この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮</u></p>

3～7 (略)

(適用除外)

第3条 (略)

2 第3章の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）その他の法律の規定により同法第4章の規定が適用されないこととされた個人情報（前項第1号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

(取得の制限)

第6条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、思想、信条及び信教に関する個人情報を取得してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき（特定個人情報を取得する場合を除く。）は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

4 (略)

(利用目的の明示)

第7条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1)～(4) (略)

(個人情報取扱事務の登録)

第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を容易に検索し得る状態で個人情報が記録されている公文書を用いる事務に

を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

5～9 (略)

(適用除外)

第3条 (略)

2 第3章の規定は、行政機関個人情報保護法その他の法律の規定により同法第4章の規定が適用されないこととされた個人情報（前項第1号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

(取得の制限)

第6条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき（特定個人情報を取得する場合を除く。）は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

4 (略)

(利用目的の明示)

第7条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1)～(4) (略)

(個人情報取扱事務の登録)

第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により特定の個人を容易に検索し得る状態で個人情報が記録されている公文

限る。以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を登録した個人情報取扱事務登録簿(第3項及び第4項において「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(5) (略)

(6)～(8) (略)

2～4 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

書を用いる事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を登録した個人情報取扱事務登録簿(第3項及び第4項において「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(5) (略)

(6) 前号の個人情報の記録項目に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7)～(9) (略)

2～4 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

(4)～(8) (略)

(部分開示)

第18条 (略)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号に規定する情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(4)～(8) (略)

(部分開示)

第18条 (略)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号に規定する情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県情報公開条例の一部改正)

第2条 静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）<u>で</u>、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）<u>であって</u>、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、<u>図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。</u>次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの</u>（他の情報と照合することにより、特定</p>

<p>ア～ウ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p>
-----------------------------------	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務（第1条の規定による改正後の静岡県個人情報保護条例（以下この項において「新条例」という。）第14条第1項に規定する個人情報取扱事務をいう。）であって、同項第5号の個人情報の記録項目に新条例第2条第4項に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第14条第1項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「行っているときは、静岡県個人情報保護条例及び静岡県情報公開条例の一部を改正する条例（平成30年静岡県条例第13号）の施行の日以後、遅滞なく」とする。